

特定非営利活動法人・適格消費者団体 埼玉消費者被害をなくす会

2013年2月26日

◎ なくす会における、現在の活動状況について

組織構成等については、パンフレット参照をしてください。

特徴としては、なくす会は、専門家の「検討委員会」による差止業務のほかに、一般消費者によって構成する「活動委員会」を設置し、身の回りの消費者問題を取り上げてアンケート調査や検討を行い、任意の申入れ活動を行っている点に大きな特徴があります。活動委員会の取り組みは、地域の消費者・消費者団体の消費者力を高める役割も果たしています。昨年制定された消費者教育推進法は「消費者市民社会に主体的に参画する消費者市民」の育成を掲げています。まさに私たちの取り組みを行政と民間が協働して広げて行くことが今後の課題です。

※ 活動委員会

24年度の回数（予定も含む） 11回

なくす会団体会員からの推薦者9名（消費者団体，生協関連，サイコンの会）

一般消費者からの公募20名

主な活動内容

① 広告表示改善要望

毎月の活動委員会で主に新聞折り込み広告の消費者に分かりにくい、紛らわしい表示のチェックを行っています。

- ・ソフトバンクの iPhone 4 が 0 円になるための条件表示の文字を大きく濃く変更
- ・リフォーム会社の「No.1」表示の削除
- ・石鹸通販メーカーの使用の際の注意事項の文字を読みやすい大きさに変更
- ・今年は、フィットネス事業者の価格表示の改善など
- ・他に飲料販売事業者の価格条件表示改善、通信販売事業者の大きな表記改善について要望中

② 学習会の協力など

③ その他として、テレビ通販の返品表示等の時間調査など

※ 検討委員会

H24年度の回数（予定も含む） 6回

※ 主な活動概要

詳細は、平成25年1月15日付けなくす会ニュースレターを参照して下さい。

- (1) 美容外科の広告表示
- (2) ゲームサイトの規約・コミュニケーションサービス事業者の対応
- (3) 医療搬送事業者の契約書
- (4) 大学寮の入館契約書
- (5) 不動産賃貸事業者の規約
- (6) 互助会の契約条項
- (7) ネットコンテンツの未成年者取引
- (8) 決済代行業者の契約

◎ 消費者問題における最近の関心事項について

- ・ 携帯電話と固定の電話の契約時の本人確認義務
現在の携帯電話の本人確認義務は法定されているが、固定電話は法定されていないと思うが、レンタル会社が二重、三重、四重に入っている不自然なケースが投資被害などで多くあり、こういった悪質商法のツールに関する規制の整理すべきではないか。
- ・ 免責条項に対する規制
携帯ゲーム会社や決済代行業者などインターネットを通じた業者においては、「一切責任を負わない。」という趣旨の規約が多く見られる。責任を一切負わないかのように誤解される文言が多く、仮に、個別に責任を負う場合があったとしても、その表示そのものが、消費者が問い合わせることについて萎縮させることにもなりかねないことからすれば、現行制度以上の規制等ができないか。

◎ 消費者委員会の活動への評価と要望について

建議，提言，答申など，多くの消費者被害の分野について，取り上げられていることは，大いに評価しうるものだと思っています。

しかしながら，その後の具体的な改善や変化等が見えないというところがあります。

消費者委員会のみで，直ちに法改正・制度の変更等ができるものではありませんし，取り上げられている問題が，容易なものではないことは理解をしていますが，消費者委員会自体として，提言等の後，法改正等に向けた具体的な関与，建議等の成果・課題についての世論に向けたアピールなど，目に見える形での動き等ができないものかとは感じるところです。